

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会地区福祉委員会活動助成金交付要綱
(赤い羽根地域福祉活動助成事業)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会地区福祉委員会設置規則(以下「設置規則」という。)第5条に定める支援として、地区福祉委員会に対する活動助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業は、設置規則第2条に定める事業とする。

(交付対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の事業区分、対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとし、別表2に掲げる額を上限として予算の範囲内において助成金を交付する。ただし、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長が適当でないと認めた経費は交付対象経費としない。

(交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区福祉委員会は、地区福祉委員会活動助成金交付申請書兼請求書(様式1号。以下「交付申請書兼請求書」という。)を社協会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 社協会長は、前条の規定により交付申請及び請求があったときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、助成金の交付が適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた地区福祉委員会は、交付対象事業が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。

- (1) 地区福祉委員会活動助成金実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書
- (3) 赤い羽根地域福祉活動助成事業実施報告書(様式第3号)
- (4) その他社協会長が必要と認める書類

(関係書類の整備及び保存)

第7条 助成金の交付を受けた地区福祉委員会は、交付対象事業が完了したときは、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、交付対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日一部改正施行する。